（乗車定員及び最大積載量）

第237条　自動車の乗車定員に関し、保安基準第53条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～五　（略）

六　次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

イ・ロ　（略）

ハ　協定規則第44号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第12改訂版の規則4.、6.から8.まで及び15.に限る。）に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車

２　（略）

第３章　原動機付自転車の保安基準

第１節　型式認定原動機付自転車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

（制動装置）

第242条　（略）

２　原動機付自転車（次項の原動機付自転車及び付随車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第４改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置（四輪の原動機付自転車にあっては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する２系統以上の制動装置）を備えなければならない。この場合において、第二種原動機付自転車には、走行中の原動機付自転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第４改訂版附則３の9.に限る。）に適合するものに限る。）又は１個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第４改訂版附則３に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

一～九　（略）

３・４　（略）

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第243条　（略）

２～４　（略）

５　原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の２第６項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

（削除）

一～三　（略）

（後写鏡）

第251条　原動機付自転車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪の原動機付自転車及び三輪の原動機付自転車であって車室（運転者が運転者席において原動機付自転車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下、本条において同じ。）を有しないもの及び最高速度

（乗車定員及び最大積載量）

第237条　自動車の乗車定員に関し、保安基準第53条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～五　（略）

六　次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は、当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

イ・ロ　（略）

ハ　協定規則第44号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第11改訂版の規則4.、6.から8.まで及び15.に限る。）に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車

２　（略）

第３章　原動機付自転車の保安基準

第１節　型式認定原動機付自転車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

（制動装置）

第242条　（略）

２　原動機付自転車（次項の原動機付自転車及び付随車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第３改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置（四輪の原動機付自転車にあっては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する２系統以上の制動装置）を備えなければならない。この場合において、第二種原動機付自転車には、走行中の原動機付自転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第３改訂版附則３の9.に限る。）に適合するものに限る。）又は１個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第３改訂版附則３に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

一～九　（略）

３・４　（略）

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第243条　（略）

２～４　（略）

５　原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の２第６項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。

二～四　（略）

（後写鏡）

第251条　原動機付自転車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪の原動機付自転車及び三輪の原動機付自転車であって車室（運転者が運転者席において原動機付自転車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下、本条において同じ。）を有しないもの及び最高速度